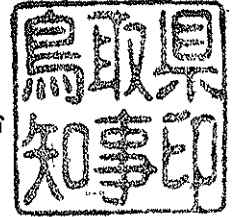


第200800118484号

平成20年10月31日

国土交通省中国地方整備局
出雲河川事務所長 林 正道 様

鳥取県知事 平井 伸治



大橋川改修事業環境調査一次とりまとめに係る意見について（回答）

平成20年6月3日付国中整出水保第11号で照会のあったこのことについての意見は別紙のとおりです。

鳥取県生活環境部環境立県推進課
環境立県戦略担当 平木
電話：0857-26-7205
ファクシミリ 0857-26-8194

(別紙)

- 1 現状の流動や水質などが今後どのように変化するのか確認するためにも、継続して流動や水質等のモニタリングを実施し、結果を広く住民に公表すること。
- 2 近年、ゲリラ豪雨の頻発など、従来のデータからは予測し得なかった気象も発生していることから、中海の沿岸水位や弓浜半島の地下水位の上昇に係る住民の不安が解消されるよう、水位の観測を継続し、データを随時公表するとともに、中海護岸整備については、大橋川改修事業の進ちよくと整合性のある整備計画を示すこと。
- 3 動物・植物・生態系については、専門家の意見を聴きながら工事中及び供用後のモニタリングを実施し、結果を広く住民に公表すること。
- 4 具体的な設計等が出来た段階で、適切な環境監視計画を作成し、当県及び米子・境港両市に協議し合意を得た上で実施すること。
- 5 事業の実施に当たっては、周辺住民に対して、事業の実施計画や環境監視計画等の内容を十分に説明し、理解を求めながら事業を進めること。
また、環境保全に関する最善の対策や技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- 6 工事中及び供用後において、環境影響調査で予測し得なかった影響が発生した場合には、関係機関と協議の上、原因究明のための調査及び適切な環境保全措置を講じること。